

橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

公募型プロポーザル方式説明書

岩 国 市

橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務に係るプロポーザル方式の説明書

1. 業務の目的

岩国市道路課が管理する橋梁 1,494 橋のうち、建設後 50 年を経過したものは 886 橋（約 59%）にのぼり、今後老朽化が進行することが見込まれる。平成 23 年度から策定・更新してきた橋梁長寿命化修繕計画に基づき維持管理を行っているが、最近の定期点検で 126 橋が早期に措置を要する状況が明らかになった。従来の個別発注による維持管理では、健全性を確保するための修繕完了に今後 25 年程度を要する見込みであり、この長期化が課題である。加えて、今後の土木職員の大幅増員は見込めないため、限られた人員で効率的に対応する必要がある。

本業務は、橋梁に係る定期点検、橋梁長寿命化修繕計画（更新）及び補修設計を、従来の個別発注から脱却して複数年・複数橋梁を包括的に委託することで、業務間の連携と維持管理プロセスの一体化を図り、以下を実現することを目的とする。

- 修繕期間の大幅短縮と『事後保全』から『予防保全』への転換による早期の健全性回復
- 維持管理の一貫性と品質向上（点検→計画→設計の情報連携による最適化）
- 限られた人員での効率的な業務遂行と優先順位付けの高度化

2. 業務の概要

(1) 業務名称

橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

(2) 業務内容

別紙「橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおり実施する。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

202,173,400 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 事業の内訳

債務負担行為期間：3 年間（令和 8 年度から令和 10 年度まで）

本事業の業務内訳は以下のとおりとする。事業の円滑かつ合理的な遂行のため、当市と委託者との協議により事業内容を変更することができる。

年度	橋梁委託点検	橋梁長寿命化修繕計画	橋梁補修設計	提案上限額（円） （税込）
令和 8 年度	48 橋（3 巡目）			42,593,100
令和 9 年度	87 橋（3 巡目）	1 式	2 橋	87,373,000
令和 10 年度	72 橋（3 巡目）		3 橋	72,207,300
合計	全 207 橋	1 式	計 5 橋	202,173,400

- (6) 公募型プロポーザル方式の審査体制
橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務技術提案書特定プロジェクトチーム
(以下「プロジェクトチーム」という。)が審査を行う。
- (7) 契約
公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定し、当該優先交渉権者と随意
契約を締結する。
- (8) 担当部署
- ① 郵便番号 〒740-8585
 - ② 住所 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
 - ③ 担当課 岩国市建設部道路課
 - ④ 電話番号 0827-29-5130
 - ⑤ F A X 0827-24-4208
 - ⑥ 電子メール douro@city.iwakuni.lg.jp

3. 参加資格要件

本公募型プロポーザル方式（以下「本方式」と言う）に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和 7・8 年度の本市の建設工事等入札参加資格者名簿の「業務委託（土木関係建設コンサルタント業務）」に登録されている業者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規定（国土交通省）第 5 条の規定に基づき、登録部門において「鋼構造及びコンクリート部門」の登録がなされている業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 公告の日から技術提案書の提出期限の日までの間に、「岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」（令和 18 年 3 月 20 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、同一の自治体（都道府県・市町村）から元請として受注した実績のうち、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務（改定を含む）」及び「①橋梁点検業務」または「②橋梁補修設計業務」のいずれについても、履行を完了した実績を 1 以上有する者であること。（単一の業務である必要はない）

ただし、包括委託業務として、元請で実施している場合に限り、令和 8 年 3 月 31 日時点で業務開始から 1 年以上経過していれば、履行完了と同等に取り扱う。

- (8) 参加表明書を提出する者は、単独企業または共同企業体（複数社）であること。共同企業体で参加する場合の代表企業は、(7) の実績を有する企業とすること。また、代表企業以外についても、(1)、(2) に該当すること。

(9) 岩国市内に本店、支店又は営業所を有していること。ただし、共同企業体の場合は構成企業のうち少なくとも1社が岩国市内に本店、支店又は営業所を有していること。

(10) 管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者を配置すること。各技術者は提案者（共同企業体の場合は構成企業）と正規雇用関係にあること。

① 管理技術者

・ 資格要件（いずれかを満たすこと）

（ア）技術士（総合技術監理部門／建設－鋼構造及びコンクリート）

（イ）技術士（建設部門／鋼構造及びコンクリート）

（ウ）RCCM（鋼構造及びコンクリート）

・ 業務実績：過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日までに完了）において、(7)に示した橋梁関連業務の履行実績を有すること。

なお、管理技術者と照査技術者及び主たる担当技術者は兼任することができないものとする。

② 照査技術者

・ 資格要件（いずれかを満たすこと）

（ア）技術士（総合技術監理部門／建設－鋼構造及びコンクリート）

（イ）技術士（建設部門／鋼構造及びコンクリート）

（ウ）RCCM（鋼構造及びコンクリート）

なお、管理技術者と照査技術者及び主たる担当技術者は兼任することができないものとする。

③ 主たる担当技術者

・ 資格要件

必要となる資格要件については、別紙（橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務仕様書）を参照すること。

また、計画図書等に基づき適正に業務を遂行できる者とする。なお、管理技術者と照査技術者及び主たる担当技術者は兼任することができないものとする。

4. 技術提案内容

技術提案の内容は、岩国市が求める要件に対しての具体的な表現方法と、それに係る費用を含む有益な提案とする。技術提案内容の詳細は、「6. (5) 技術提案書等の留意事項」に記載する。

5. 業務実施上の条件

- (1) 各配置予定技術者は、「3. 参加資格要件」とする。
- (2) 業務の打合わせには、管理技術者が出席するものとする。
- (3) 本業務の成果品は、仕様書のとおりとする。

6. 提出書類及び提出期限等

本方式への参加を希望するものは、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

必要書類は、岩国市公式ホームページから入手すること。

項番	書類名		様式	部数
1	参加表明書 ※ 単体企業の場合は様式を修正すること。		様式1	1部
2	企業の同種又は類似業務の実績 ※ 測量調査設計業務実績情報サービス（以下「テクリス」という。）の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付すること。		様式2	1部
3	予定〇〇技術者の実績等（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者） ※ 資格証明書の写しを添付すること。		様式3	各1部
4	業務実施体制 ※ 企業体以外の他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合に記入すること。（再委託がない場合、なしと記入）		様式4	1部
5	技術提案書 ※ 単体企業の場合は様式を修正すること。		様式5	1部
6	技術提案書	地元企業の参画	様式6	正：8部 副： 電子媒体 DVD-R、CD-R 1部
		業務の実施方針	様式7	
		実施手順	様式8	
		工程計画	様式9	
		評価テーマによる技術提案 テーマ1 P8「6.（5）②技術提案書」参照	様式10	
		評価テーマによる技術提案 テーマ2 P8「6.（5）②技術提案書」参照	様式11	
		評価テーマによる技術提案 テーマ3 P8「6.（5）②技術提案書」参照	様式12	
7	見積書 ※ 提案上限額（消費税込み）以内の見積金額を記載のこと。		任意様式	1部
8	見積内訳書 ※ 項目、数量、単価等がわかるように記載のこと。		任意様式	1部
9	質問（回答）書		様式13	-

10	「橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務」非開示に関する理由書 ※ 開示請求があった場合、非開示にする理由を記載すること。	様式 14	1 部
----	---	-------	-----

(2) 参加表明書の提出

項目	内容
提出期限	令和 8 年 5 月 22 日 (金) 午後 5 時 (必着)
提出書類	1. 参加表明書 (様式 1) 2. 企業の同種又は類似業務の実績 (様式 2) 3. 予定〇〇技術者の実績等 (様式 3) 4. 業務実施体制 (様式 4)
提出先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号 岩国市建設部道路課「橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務」受付係 宛
提出方法	次のいずれかの方法で提出すること。 (ア) 持参 (イ) 簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送 ※ 郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。 ※ 送料は、提案者の負担とする。 ※ 本市は、郵送および宅配中の破損、遅延などの責任は負わないものとする。
留意事項	本方式による事業者選定への参加は、上記の提出書類をもって参加表明とする。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届 (任意様式) を上記の提出期限までに電子メールアドレス宛に提出すること。 電子メール : douro@city.iwakuni.lg.jp 宛先名 : 岩国市道路課「橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務」受付係

(3) 参加表明書の留意事項

- ① 様式 1～様式 4 を基に作成するものとし、書式はフォントを MS 明朝体、文字サイズは 11 ポイント以上とする。
- ② 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国の通貨 (円) 並びに日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位に限る。
- ③ 様式 2 及び様式 3 に記載する業務実績は、最大 3 自治体分 (最大 3 件) 以内とし、過去 10 年間 (平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで) に元請として受注した実績のうち、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務 (改定を含む)」及び「① 橋梁点検業務」または「② 橋梁補修設計業務」、もしくはそれらすべてについて、履行を完了した実績であること (単一の業務である必要はない)。

なお、包括委託業務については、令和8年3月31日時点で業務開始から1年以上経過している場合に限り、完了実績と同等とみなす。また、同一自治体から複数の包括委託を受託している場合は、契約ごとに1自治体（1件）として算定するものとする。なお、必ず契約ごとの実績規模を示す「対象橋梁数」を明記すること。図面・写真等を引用する場合は、A4判用紙1枚（両面可、縦・横いずれでも可）以内に収めること。

- ④ 企業は、「3 参加資格要件（7）」に規定する過去10年間の実績として記載した業務内容が確認できる資料（仕様書等）及び契約書等の写しを提出すること。
- ⑤ 配置予定の管理技術者については、「3 参加資格要件（10）」に規定する過去10年間の実績（③に記載の実績と同様とする）を確認できる書類（業務実績情報システム（TECRIS）等の写し）を添付すること。
- ⑥ 配置予定の管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者が保有する資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。
- ⑦ 提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。やむを得ず専門用語を使用する場合は、一般用語による注記や脚注を付して理解しやすくすること。
- ⑧ 評価の公平性を確保するため、提案書に提案者を特定または識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含めてはならない。

（4） 技術提案書等の提出

項 目	内 容
対象者	本市から本方式提案資格を有するものとして認められ提出の要請を受けた者
提出期限	令和8年7月7日（火） 午後5時（必着）
提出書類	1. 技術提案書（様式5） 2. 技術提案書（地元企業の参画）（様式6） 3. 技術提案書（業務の実施方針）（様式7） 4. 技術提案書（実施手順）（様式8） 5. 技術提案書（工程計画）（様式9） 6. 技術提案書（技術提案：テーマ1）（様式10） 7. 技術提案書（技術提案：テーマ2）（様式11） 8. 技術提案書（技術提案：テーマ3）（様式12） 9. 見積書（任意様式） 10. 見積内訳書（任意様式） 11. 非開示に関する理由書（様式14） 該当の場合
提出先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市建設部道路課「橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務」受付係 宛

提出方法	<p>次のいずれかの方法で提出すること。</p> <p>(ア) 持参</p> <p>(イ) 簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送</p> <p>※ 郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。</p> <p>※ 送料は、提案者の負担とする。</p> <p>※ 本市は、郵送および宅配中の破損、遅延などの責任は負わない。</p>
------	---

(5) 技術提案書等の留意事項

① 基本事項

- ・ 技術提案書の無効

本方式は、橋梁定期点検及び橋梁補修設計、橋梁長寿命化修繕計画における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合がある。

- ・ 様式5～様式12を基に作成するものとし、書式はフォントをMS明朝体、文字サイズは11ポイント以上とする。

② 記載内容

技術提案書（地元企業の参画）

項 目	内 容
様式	様式6
ページ数	A4用紙 1ページ以内に記載
記載内容	地元企業及びその企業の技術者が、本業務に対してどのように関わり、今後に活かしていけるかについて記載すること。

技術提案書（業務の実施方針）

項 目	内 容
様式	様式7
ページ数	A4用紙 1ページ以内に記載
記載内容	業務の実施に係る体制、発注者と受注者の役割分担・調整方法など業務成果の品質向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記載すること。

技術提案書（実施手順）

項 目	内 容
様式	様式8
ページ数	A4用紙1ページに記載
記載内容	どのような手順、方法をもって業務を進めるかを記載すること。

技術提案書（工程計画）

項目	内容
様式	様式 9
ページ数	A 3 用紙 1 ページに記載
記載内容	本業務の工程計画をバーチャートなどで記載すること。

技術提案書（評価テーマによる技術提案）

項目	内容	
様式	様式 10～様式 12	
ページ数	各テーマとも A3 用紙 1 ページ以内に記載すること。	
記載内容	テーマ 1	(健全度Ⅲ判定の措置率向上) ・ 複数年・包括的発注の利点を活かし、健全度Ⅲ判定の橋梁について、措置率を効率的かつ効果的に向上させる具体的手法を提案すること。
	テーマ 2	(事業体制の改善) ・ 予防保全型維持管理への転換が進まない理由として、財源不足のみならず人的資源の不足が大きな要因となっており、土木技術職員の不足が深刻化する状況下において、事業の効率化は必須である。については、効率的かつ効果的な橋梁アセットマネジメントを实践するうえで検討が必要となる事業体制の改善について、提案を求める。
	テーマ 3	(独自提案) ・ 本委託業務の今後の展望及び展開等に関する提案を求める。

見積書・見積内訳書

項目	内容
様式	任意書式
ページ数	任意
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書には必ず会社名および代表者氏名を記入し、代表者印を押印すること。 ・ 見積金額は、提案上限額（消費税および地方消費税を含む）以内とすること。提案上限額は仕様書による。 ・ 見積金額は税込表示（日本円）とすること。金額の端数処理方法がある場合はその取扱いを明示すること。 ・ 見積内訳書には、項目、数量、単価、金額、諸経費等が明確に分かるように記載し、算出根拠を示すこと。 ・ 見積書および見積内訳書は年度ごとに作成すること。

7. 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出書類は、本方式に係る事務の目的以外には使用しない。
- (2) 提出後は、本市の書面による承諾がない限り、提出書類に記載された内容の変更を認めない。
- (3) 本市は、必要と判断した場合に、補足資料の提出または記載内容の確認を求めていることがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定を目的とする場合および法令に基づく開示等のために限り使用し、その他の目的で無断使用しない。
- (6) 前項の目的のために、提出書類の全部または一部を複製することがある。
- (7) 提出書類は、岩国市情報公開条例（平成18年3月20日条例第20号）に基づく開示請求があった場合、原則として開示対象となる。ただし、開示により提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断する情報は、同条例第7条第3号等の規定により非開示とする。この場合、非開示を求める部分及びその具体的理由を「非開示に関する理由書（様式12）」で提出すること。ただし、開示・非開示の最終判断は、提出された理由書を参考とした上で本市が同条例に基づき客観的に行う。

8. 質問及び回答

本公募に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問受付期間
 - ・ 参加表明書に関する質問：令和8年5月18日（月）正午（12:00）必着
 - ・ 技術提案書に関する質問：令和8年6月19日（金）正午（12:00）必着
- (2) 提出方法
 - ・ 質問は様式13（A4）により、持参、郵送または電子メールで提出すること。
 - ・ 送付または送信後は、速やかに電話で着信確認を行うこと。
- (3) 連絡先の明示
 - ・ 回答の受領先（部署名、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を併記すること。
- (4) 回答の公表
 - ・ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、岩国市公式ホームページに掲載する。掲載予定日は以下のとおり。
 - 参加表明書に関する質問回答：令和8年5月20日（水）予定
 - 技術提案書に関する質問回答：令和8年6月26日（金）予定
 - ・ 類似する質問はまとめて一件の回答とする。
 - ・ 事業者選定の公平性を損なうと判断される質問については、回答しない場合がある。
- (5) 回答しない事項

- ・ 説明書及び仕様書に関する問い合わせ以外（公募型プロポーザルの応募状況、選考結果等）については回答しない。
- (6) 電子メール送信時の件名
- ・ 件名を「橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務に係る質問」として送信すること。
- (7) 電子メールアドレス : douro@city.iwakuni.lg.jp

9. 選定方法

本公募型プロポーザルの評価は、岩国市が任命する評価委員（橋梁長寿命化修繕計画、橋梁定期点検及び橋梁補修設計を包括的に維持管理する関係部課等の市職員複数名）により、本説明書の（別表）評価基準「(1) 参加表明書の評価基準」「(2) 技術提案書の評価基準」に定める評価基準に基づき行う。

(1) 1次審査（書類審査）

項目	内容
確認手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された参加表明書及び添付資料に基づき、資格要件の確認を行う。 ・ 参加者が5者以下の場合、資格要件の審査のみを行う。 ・ 参加者が6者以上の場合書類審査を実施し、評価により5者以内に絞ることがある。 <p>選定方法（参加者が5者を超える場合）</p> <p>① 参加表明書提出者が5者を超える場合は、評価基準の「参加表明者等の経験及び能力に関する事項」の採点合計点により、上位5者を評価対象者として選定する。</p> <p>② 採点合計点が同点の場合は、配置予定管理技術者の業務実績の評価点の高い順とする。なお、それでも同順位となる場合は、代表企業の令和7・8年度建設工事等入札参加資格者名簿に記載されている次の技術者の人数により順位を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設部門（鋼構造及びコンクリート） ○ RCCM（鋼構造及びコンクリート） <p>補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案者が1者の場合でも、審査の結果当該事業を適切に実施できると判断されれば、本方式を実施する。
提出様式	様式1、様式2、様式3、様式4
結果通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次審査終了後、速やかに参加表明書提出者全員に審査結果を通知する。 ・ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。

(2) 2次審査（技術提案書）

項目	内容
実施日	令和8年7月15日（水）予定
開始時間	後日連絡する。
実施場所	岩国市役所
説明者	配置予定管理技術者又は配置予定担当技術者
出席者	管理技術者を含む3名以内
説明時間	1者につき質疑応答を含め40分以内 (提案説明20分、質疑応答10分、準備・後片付け10分)
内容	ヒアリング（プレゼンテーション）
提出様式	様式5 ～ 様式12
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）により審査を行う。 ・ 審査は、本説明書「技術提案書の評価基準」に従い採点する。 ・ 審査の順番は、提出書類を提出した順とする。 ・ 各提案について総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い提案者を契約候補者、次に高い提案者を次点順位者とする。 ・ プロポーザル参加者が1者のみの場合は、各評価委員の評価点を合算した値が最低基準点（各評価委員の持ち点合計＝満点の50%）を満たすときは、当該者を契約候補者として選定する。 ・ 評価基準の「実施方針に関する技術提案」「評価テーマによる技術提案」「ヒアリング（プレゼンテーション）に関する事項」の評価点は、審査に参加した委員の平均により算出する。平均点は小数点第3位以下を切り捨て（小数点第2位まで表示）とする。 ・ 各提案の合計点が同点となった場合は、次の順序で順位を決定する： <ul style="list-style-type: none"> ○ 「評価テーマによる技術提案」の合計点が高い者を上位とする。 ○ それでも決定できない場合は、見積金額が低い者を上位とする。 ○ 上記でも決定できない場合は、委員長が最終的に順位を決定する。 ・ 評価は非公開で実施する。 ・ 総合評価点の算出式 総合評価点 = 参加表明書の合計点 + 実施方針に関する技術提案の合計点 + 評価テーマによる技術提案の合計点 + ヒアリング（プレゼンテーション）に関する事項の合計点 + 価格に関する事項審査
その他	<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を行い、当日の追加資料配布など、事前に提出された提案書以外の資料を用いての説明は原則不可とする。ただし、説明の補足用として PowerPoint 等の利用は可とする。 ・ 評価の公平性を保つため、上記データ資料には提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含めてはならない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングで使用する機器（大型モニター（55.1 インチ））は市が用意するが、パソコンは提案者が持参すること。機器の準備及び後片付けに要する時間は10分以内とする。 ・ヒアリング（プレゼンテーション）での発言内容は録音する。
--	--

10. 評価結果の通知

評価結果は、速やかに電子メールにより通知する。結果に対する異議申立ては認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、岩国市公式ホームページで公表する。

11. 担当部署との協議

契約候補者として特定された者は、契約締結に向け、契約条件の細目等について担当部署と協議を行う。協議に際しては、必要に応じて契約候補者の提案に対する修正を求めることができ、契約候補者は誠実に協議に応じるものとする。なお、契約候補者が契約締結までに提案資格を満たさないと認められた場合、または契約交渉が不調に終わった場合は、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

12. 選定スケジュール

項番	手 続 き	日 程
1	募集の公告	公告日 令和8年5月13日（水）
2	参加表明書受付	公告日 ～ 令和8年5月22日（金）
3	質問の受付	公告日 ～ 令和8年5月18日（月）12時（必着）
4	質問の回答	令和8年5月20日（水）予定
5	（1次審査・選定通知） 技術提案書提出要請	令和8年5月29日（金）予定
6	技術提案書の提出期限	令和8年7月7日（火）12時（必着）
7	技術提案書ヒアリング	令和8年7月15日（水）
8	2次審査（技術提案審査）	令和8年7月15日（水）
9	評価結果通知	令和8年7月22日（水）予定
10	随意契約	令和8年8月中旬

13. 契約及び支払条件

- (1) 特定された技術提案書の提出者（以下「特定者」という。）は、当該年度ごとに契約条件について協議のうえ、改めて見積書を徴収し、当該年度の予算の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 予算額の内訳は、本説明書「2. 業務概要」に示すとおりとする。
- (3) 特定者が契約締結前に入札参加資格の制限又は指名停止を受けたと認められる場合は、契約を締結しないことがある。
- (4) 各年度ごとに出来高検査を行い内容を確認した上で、当該年度ごとに支払を行うものとする。

14. その他の留意事項

- (1) 参加者は、本説明書等に定める諸条件に同意したうえで、本方式への参加を表明すること。
- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (3) 参加者は、本説明書等の内容および本方式による決定について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 当該業務の委託先決定は、特定された最優秀提案者を対象に本市と業務内容や仕様等の契約条件を協議のうえ行うものであり、提案者の特定のみをもって提案内容の全てを承認するものではなく、また直ちに委託先を確定するものではない。
- (5) 技術提案書に虚偽の記載があった場合は当該技術提案書を無効とし、虚偽記載者に対して指名停止等の措置を講じることがある。提出された技術提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として無効とする。
 - ① 技術提案書の全部又は一部が未提出である場合
 - ② 技術提案書と無関係な書類である場合
 - ③ 他の業務の技術提案書である場合
 - ④ 発注者名に誤りがある場合
 - ⑤ 発注案件名に誤りがある場合
 - ⑥ 提出業者名に誤りがある場合
 - ⑦ その他未提出又は記載等に不備がある場合
- (6) 提出期限以降の技術提案書及び資料の差替え又は再提出は認めない。参加表明書に記載した予定技術者は原則変更できないが、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による変更の場合は、同等以上の技術者であることについて市の了解を得なければならない。
- (7) 当該業務の主たる部分の再委託は認めない。
- (8) 特定された技術提案書の内容は、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 技術提案書の特定後、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、業務の具体的な実施方法について追加提案を求めることがある。
- (10) 業務内容の詳細は本説明書及び仕様書によるものとし、説明会は行わない。
- (11) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。提出書類は、提案者の選定又は提案特定のため必要に応じて複写して使用することがある。
- (12) 提出された技術提案書の著作権は技術提案者に帰属するが、本業務の実施に必要な範囲での報告、記録作成、市ホームページでの公表等に市が利用できるものとする。

- (13) 提出書類は、岩国市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）に基づく開示請求があった場合、原則として開示する。ただし、公表により提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、同条例第 7 条第 3 号アの規定により非開示となる場合があるため、非開示を希望する部分とその具体的理由を「提出書類非開示理由書（様式 14）」により提出すること。ただし、開示・非開示の判断は当該理由書のみで行うものではなく、本市が同条例に基づき客観的に判断する。
- (14) 本プロポーザルに係る FAX、電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わない。
- (15) 契約保証金は、岩国市財務規則（平成 18 年規則第 52 号）第 127 条第 7 号により免除する。
- (16) 当該業務に係る契約書は、本市の指定する様式とする。

(別表) 評価基準

(1) 参加表明書の評価 (配点合計: 25 点)

1. 参加表明者等の経験及び能力

評価項目		評価の着目点	評価点	
		判断基準		
参加表明者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>1. 企業の同種又は類似業務の実績／配点：最大 8 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着目点：業務実績 (様式 2) ・ 対象期間：3.(7)に規定する過去 10 年間 (平成 28 年度以降の実績件数を基準) ・ 基本判定 (自治体数により評価) <ul style="list-style-type: none"> ① 3 自治体以上 ② 2 自治体 ③ 1 自治体のみ <p>※自治体数は包括委託業務と同種業務について、同一自治体内であっても契約ごとに 1 自治体として算定する。</p> <p>例) 同一自治体において、1 期計画及び 2 期計画の業務実績がある場合は、2 自治体とカウントする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加点 (上記基本点に加算、最大 +6 点まで) <p>※各 2 点加算 (評価は同一自治体における実績とする。また、複数自治体に下記実績がある場合でも加算は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政令指定都市又は中核市において、すべて (橋梁長寿命化修繕計画策定業務 (改定を含む)・橋梁点検業務・橋梁補修設計業務) の業務実績がある場合 ② 橋梁長寿命化修繕計画 (改定含む) 及び橋梁委託点検の両業務で、対象橋梁数が 100 橋以上の実績がある場合 ③ 本業務と同種の包括委託業務として、橋梁長寿命化修繕計画策定業務 (改定を含む) 及び橋梁点検業務かつ橋梁補修設計業務のすべてを実施した実績がある場合。(包括委託業務については、令和 8 年 3 月 31 日時点で業務開始から 1 年以上経過している場合に限り、完了実績と同等とみなす。) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 2 (最大 8 点) ② 1 (最大 6 点) ③ 0 (最大 4 点)

予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	<p>2. 予定管理技術者の経験及び能力（資格）／配点：最大3点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着目点：資格要件（予定管理技術者の資格）（様式3） ・ 判定：3.（10）①に規定する規定する資格による。 <p>① 技術士（総合技術監理部門／建設－鋼構造及びコンクリート）</p> <p>② 技術士（建設部門／鋼構造及びコンクリート）</p> <p>③ RCCM（鋼構造及びコンクリート）</p> <p>④ 上記に該当しない場合は加点しない。</p>	<p>① 3</p> <p>② 2</p> <p>③ 1</p> <p>④ 0</p>
	専門技術力	<p>3. 予定管理技術者の専門技術力・業務実績／配点：最大8点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着目点：専門技術力・平成28年度以降の業務実績件数（様式3） ・ 基本判定（自治体数により評価） <ul style="list-style-type: none"> ① 3自治体以上 … 基本点5点 ② 2自治体 … 基本点3点 ③ 1自治体のみ … 基本点1点 ④ 上記に該当しない場合 … 0点 ・ 加点（上記基本点に加算、最大+3点まで） ・ ※加点条件は「1. 企業の同種又は類似業務の実績」の（①政令指定都市等、②100橋以上、③包括委託実績）と同様とする。 ・ 備考：業務実績は、管理技術者としての実績とし、照査技術者及び担当技術者として従事した業務は含まない。 	<p>① 5（最大8点）</p> <p>② 3（最大6点）</p> <p>③ 1（最大4点）</p> <p>④ 0</p>
予定照査技術者の経験及び能力	資格要件	<p>4. 予定照査技術者の経験及び能力（資格）／配点：最大3点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着目点：資格要件（予定照査技術者の資格）（様式3） ・ 判定（3.（10）②に規定する資格による） <p>① 技術士（総合技術監理部門／建設－鋼構造及びコンクリート） … 3点</p> <p>② 技術士（建設部門／鋼構造及びコンクリート） … 2点</p> <p>③ RCCM（鋼構造及びコンクリート） … 1点</p> <p>⑤ 上記に該当しない場合 … 0点</p>	<p>① 3</p> <p>② 2</p> <p>③ 1</p> <p>④ 0</p>

予定担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	5. 予定担当技術者の経験及び能力（資格）／配点：最大3点） ・ 着目点：資格要件（予定担当技術者の資格）（様式3） ・ 判定（3.（10）③に関して有している資格による）	④ 3 ⑤ 2 ⑥ 1 ⑦ 0
			① 技術士（総合技術監理部門／建設－鋼構造及びコンクリート） … 3点 ② 技術士（建設部門／鋼構造及びコンクリート） … 2点 ③ RCCM（鋼構造及びコンクリート） … 1点 ④ 上記に該当しない場合 … 0点	
合計		参加表明書の合計点（A）		25

技術提案書の評価基準

(ア) 実施方針に関する技術提案（合計：30点）

評価項目	評価の着目点		評価点
	着目点	判断基準	
1. 実施体制 (執行体制、人員配置の妥当性)	業務実施体制、予定技術者経歴（所定様式）	業務実施にあたり、人員配置や体制について十分な配慮がなされているか。	5
2. 地元企業（以下岩国市内に本店、支店又は営業所を有している企業）の参画	本業務に対する地元企業等の参画推進	地元企業及びその企業の技術者が、本業務に対してどのように関わり、今後活かしていけるかに着目する。	5
3. 業務の実施方針 (業務理解度)	技術提案書 (業務の実施方針)	目的、条件、内容の理解度が高く、重要事項等について適切な指摘があるか。	5
4. 照査における手法・工夫等 (品質確保・向上)	技術提案書 (業務の実施方針)	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査で、具体的な手法や工夫が示されているか。	5
5. 実施手順 (実施手順の妥当性)	技術提案書 (実施手順)	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られているか。	5
6. 実施工程 (工程の妥当性)	技術提案書 (工程計画)	業務実施工程が妥当であり、確実な業務遂行が見込まれるか。	5
小計 実施方針に関する技術提案の合計点（B）			30

(イ) 技術提案書（評価テーマによる技術提案） 合計：90点

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
テーマ1 「健全度Ⅲ判定の措置率向上」 ・複数年・包括的発注の利点を活かし、健全度Ⅲ判定の橋梁について、措置率を効率的かつ効果的に向上させる具体的手法を提案すること。	的確性	着目点 ・提案内容が仕様書や地域特性と整合しているか。 判定基準 ・着眼点、問題点の抽出、問題解決方法などの内容が優れているか。	15
	実現性	着目点 ・提案の裏付けとなる類似実績等が示されているか。 判定基準 ・提案内容に説得力があり、実現可能性が高いか。	15
テーマ2 (事業体制の改善) ・予防保全型維持管理への転換が進まない理由として、財源不足のみならず人的資源の不足が大きな要因となっており、土木技術職員の不足が深刻化する状況下において、事業の効率化は必須である。については、効率的かつ効果的な橋梁アセットマネジメントを实践するうえで検討が必要となる事業体制の改善について、提案を求める。	的確性	着目点 ・提案内容が仕様書や地域特性と整合しているか。 判定基準 ・着眼点、問題点の抽出、問題解決方法などの内容が優れているか。	15
	実現性	着目点 ・提案の裏付けとなる類似実績等が示されているか。 判定基準 ・提案内容に説得力があり、実現可能性が高いか。	15
テーマ3 (独自提案) ・本委託業務の今後の展望及び展開等に関する提案を求める。	的確性	判定基準 ・着眼点、問題点の抽出、問題解決方法などの内容が優れているか。	15
	実現性	判定基準 提案内容に説得力があり、実現可能性が高いか。	15
小計	評価テーマに関する技術提案の合計点 (C)		90

ヒアリング（プレゼンテーション）に関する事項（合計：15点）

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
ヒアリング （プレゼン テーショ ン）	資料作成 能力	着目点 ・提案資料は分かりやすく、説得力があるか。 判断基準 ・資料の構成・視覚化・論理的一貫性により、受審者に正確に意図が伝わるか。	5
	説明能力	着目点 ・説明が分かりやすく説得力があり、質疑に対する的確な対応ができるか。 判断基準 ・口頭説明の明確さ、論理展開、質疑応答の的確性・応用力。 ※注記：発表時間を超過した説明は評価点の減点対象とする。	5
	提案意欲	着目点 ・業務に取り組む積極性が感じられるか。 判断基準 ・意欲・主体性、改善提案や実行へのコミットメントが示されているか。	5
小 計	ヒアリング（プレゼンテーション）の合計点（D）		15

(ウ) 価格に関する事項 合計：10点

評価項目	判断基準	評価点
価格点	1. 判定手順 ○提案価格（税込）の算出 提案価格（税込）＝見積金額 × 1.10（10%加算） ※ 算出結果の1円未満の端数は切り捨てる（小数部を除いた整数円）。 ○価格点の算出式 価格点（原則）＝100 × (1 - 【提案価格】 / 【提案上限額】) ○小数点処理・上限値 ・上記計算式の小数点以下は切り捨てて整数とする。さらに上限を10点とする（計算結果が10点を超える場合は10点とする）。	10

	2. その他 ・ 計算結果が負の値になる場合、0点とする。	
小 計 価格点 (E)		10

合計点

評価項目	評価点
A + B + C + D + E	170